（表　面）

日本政府

第九回特別弔慰金国庫債券

記名　**弐拾四万円**　い号　1111111

財務大臣

1　この国債は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第３条の規定により発行するものであり、無利子であります。
2　この国債は、平成27年４月15日までに、償還金額を均等償還６回払の方法で、４万円ずつ毎年４月15日に償還します。
　ただし、当該支払期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、これらの日の翌日に支払います。
3　この国債の償還金は、記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店において、この証券に附属している賦札と引換えに記名者その他正当な権利者に支払います。
　なお、その際、賦札の裏面には、記名者があらかじめ届け出ておいた印鑑と同一の印又は正当な権利者の印を押す必要があります。
4　この国債は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第１条に定められた場合のほかは、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできません。
5　この証券の記名、印鑑又は償還金支払場所の変更の届出は、記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店において取り扱います。
　ただし、償還金支払場所の変更の届出は、記名者が新たに指定しようとする日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店でも取り扱います。
6　この証券の汚染若しくはき損による引換請求又は滅失若しくは盗失の届出は、日本銀行の本店、支店、代理店又は記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた国債代理店において取り扱います。
7　この国債の賦札の償還金の消滅時効は、10年で完成します。

財務大臣之印

平成２１年１０月１日発行

11111111 1111111

凸版印刷局製造

（御注意）この証券の賦札は、直接機械にかけるので、表面の番号を印刷してある無地の部分を汚したり、ミシン目以外のところで折り曲げたりしないでください。また、賦札はミシン目どおり切り取ってください。

賦札	日本政府	第九回特別弔慰金国庫債券	償還金	平成年４月15日渡し	証券番号
			40,000円	27/4	
記名				（い号）	

11111111 1111111

賦札	日本政府	第九回特別弔慰金国庫債券	償還金	平成年４月15日渡し	証券番号
			40,000円	26/4	
記名				（い号）	

11111111 1111111

賦札	日本政府	第九回特別弔慰金国庫債券	償還金	平成年４月15日渡し	証券番号
			40,000円	25/4	
記名				（い号）	

11111111 1111111

賦札	日本政府	第九回特別弔慰金国庫債券	償還金	平成年４月15日渡し	証券番号
			40,000円	24/4	
記名				（い号）	

11111111 1111111

賦札	日本政府	第九回特別弔慰金国庫債券	償還金	平成年４月15日渡し	証券番号
			40,000円	23/4	
記名				（い号）	

11111111 1111111

賦札	日本政府	第九回特別弔慰金国庫債券	償還金	平成年４月15日渡し	証券番号
			40,000円	22/4	
記名				（い号）	

11111111 1111111

賦札	日本政府	第九回特別弔慰金国庫債券

（裏　面）

証券の交付年月日等

240,000円

※印鑑欄	※償還金支払場所欄	記名欄

※印の欄は、この証券受領後必ず記名者において、なつ印又は記入してください。また、印鑑を変更したときは、その都度なつ印してください。

記名者印	(い) 27.4.15	6	40,000

記名者印	(い) 24.4.15	3	40,000

記名者印	(い) 25.4.15	4	40,000

記名者印	(い) 26.4.15	5	40,000

記名者印	(い) 22.4.15	1	40,000

記名者印	(い) 23.4.15	2	40,000